

- 1 計画等の案の名称
第2次北海道アイヌ政策推進方策(素案)
- 2 参考資料の名称
 - (1) 第2次北海道アイヌ政策推進方策(素案)概要
 - (2) 第2次北海道アイヌ政策推進方策(素案)概要(やさしい版)※子ども向け
- 3 計画等の案及び参考資料の入手方法
北海道のホームページ(環境生活部アイヌ政策推進局アイヌ政策課ホームページ)に掲載
(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ass/239952.html>)
※子ども向けは、保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課ホームページに掲載
(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/kodomopc.html>)
上記掲載情報は、以下の場所で閲覧可能です。
ア 北海道環境生活部アイヌ政策推進局アイヌ政策課(道庁12F)
イ 北海道総務部行政局文書課行政情報センター(道庁別館3F)
ウ 各総合振興局及び各振興局(石狩振興局を除く)の行政情報コーナー
※上記の場所において、紙媒体による閲覧又は配布をご希望の場合は、担当職員へお申し付け下さい。
- 4 意見等の募集期間
令和7年(2025年)11月26日(水)～令和7年(2025年)12月25日(木)
- 5 意見等の提出方法及び提出先
 - (1) 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道環境生活部アイヌ政策推進局アイヌ政策課
 - (2) ファクシミリ 011-232-4112
 - (3) 電子メール kansei.ainu@pref.hokkaido.lg.jp
 - (4) 電子申請サービス(子ども向け)
<https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=BtbPXnJS>
- 6 意見募集結果の公表時期
提出された意見については、意見に対する考え方と共に令和8年2月下旬頃を目処に「道民意見提出手続の意見募集結果」を公表します。
なお、意見募集の結果の公表は「3 計画等の案及び参考資料の入手方法」に記載の方法に準じて行います。
- 7 その他
 - (1) 意見の提出に当たっては、日本語でお願いします。
 - (2) 意見の提出に当たっては、住所、氏名(団体の名称)を記載してください。
なお、意見の要旨と併せて、意見を提出された方の住所(市町村名のみ)を公表することがあります。
 - (3) 意見が長文の場合や大部の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出してください。
 - (4) 電子メールによる意見の提出は、ファイル形式をテキスト形式とし、添付ファイルによる提出はご遠慮願います。
 - (5) 意見受付後、約3日(土曜・日曜日、休日を除く)以内に受け付けた旨をご連絡いたしますので、連絡がない場合は、電話・ファクシミリ・郵便等でお問い合わせ願います。
なお、連絡は、電子メールの送信・電話・ファクシミリ・郵送等により行います。
 - (6) プライバシーを侵害する意見、誹謗中傷などの差別を助長する意見、個人情報に記載された意見は公表しない場合があります。

問い合わせ先

環境生活部アイヌ政策推進局アイヌ政策課

電話：011-204-5185